

令和 2 年度林業信用保証料率算定委員会の結果

1 趣旨

林業信用保証業務における保証料率については、主務省から第 4 期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じた見直しを行うよう示されている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、業務収支の状況等を踏まえた保証料率水準の点検を実施する。

【参考】独立行政法人農林漁業信用基金 第 4 期中期目標（抜粋）

2 林業信用保証業務

(2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

2 現行保証料率水準の点検

(1) 全体の業務収支バランス

林業信用保証業務においては、通常の保険制度と同様に、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費支出を賄うことを基本としながらも、一定の部分には国からの交付金が措置され、これにより、林業・木材産業者の保証料負担が緩和されるような構造になっている。

こうした中で、保証料収入、求償権回収収入、代位弁済費支出に国からの交付金による収入も含めて業務収支の状況を見ると、

- ① 平成 27 年度までは代位弁済費支出が収入を大きく上回っていたため、保証料・求償権回収による収入と代位弁済費支出の収支差は大幅な赤字で推移し、
- ② 平成 28 年度以降は、代位弁済費支出が数億円程度規模に減少したこと等から、保証料・求償権回収による収入と代位弁済費支出の収支差は、小規模な赤字水準となってきている。

これに対し、政府事業交付金は、平成 27 年度までは、年度によっては 10 億円を超える補填が行われたが、それでも業務収支は赤字であった。最近では、政府からの交付金により収支差赤字がほぼ補填できるような状況になってきている。

こうした中で、近年、全体の収支はほぼバランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務全体で見た場合の業務収支には大きな問題はないと考えられる。(表1)

表1 業務収支の状況

単位：百万円

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|-------|-------|---------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|
| 収入 | 1,145 | 898 | 750 | 874 | 619 | 476 | 499 | 562 | 561 | 467 |
| 保証料収入 | 602 | 486 | 411 | 362 | 344 | 320 | 302 | 293 | 279 | 309 |
| 求償権回収収入 | 544 | 413 | 339 | 512 | 275 | 156 | 197 | 269 | 281 | 157 |
| 支出 | 1,362 | 1,822 | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | 673 | 525 | 642 |
| 代位弁済費支出 | 1,362 | 1,822 | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | 673 | 525 | 642 |
| 収支差 | ▲ 216 | ▲ 924 | ▲ 1,594 | ▲ 551 | 38 | ▲ 701 | ▲ 188 | ▲ 111 | 36 | ▲ 175 |
| 政府事業交付金 | 581 | 1,076 | 1,055 | 446 | 134 | 532 | 208 | 122 | 13 | 188 |
| 業務収支 | 365 | 152 | ▲ 539 | ▲ 105 | 173 | ▲ 169 | 19 | 11 | 48 | 13 |

(2) 被保証者の財務状況等に応じた保証料率

林業信用保証では、平成19年度に保証料率の体系を見直し、被保証者の財務状況等に応じて8区分の基本保証料率を設定し現在に至っている。(表2)

表2 林業信用保証の基本保証料率

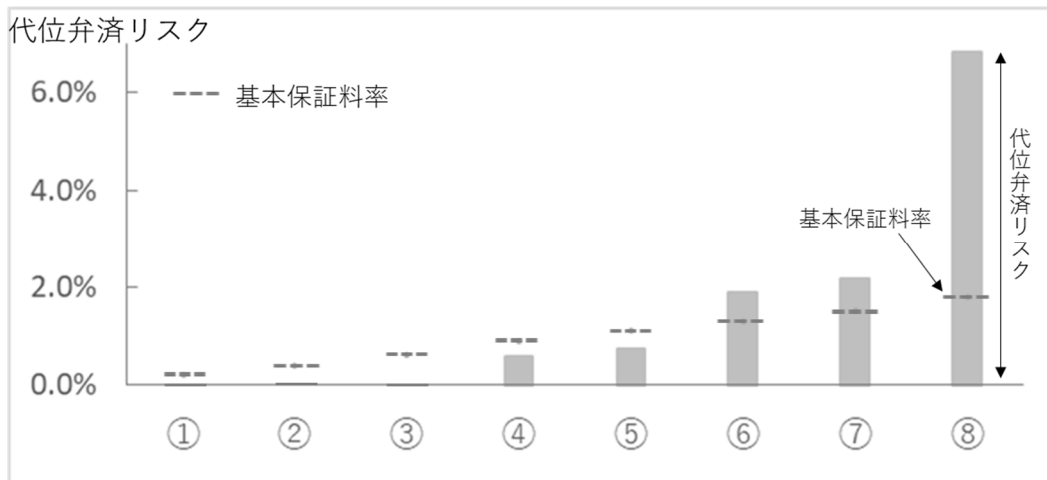
| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本保証料率 | 0.20% | 0.40% | 0.60% | 0.90% | 1.10% | 1.30% | 1.50% | 1.80% |

注：基本保証料率は、保証額に対する割合。保証割合は80%。

区分ごとの保証料率の水準について、区分ごとの代位弁済リスクで点検してみると、財務状況区分の①～⑤においては、代位弁済リスクが基本保証料率を下回るが、⑥～⑧においては、代位弁済リスクが基本保証料率を上回り、保証料率の引き上げを検討する必要がある状態にあり、また、区分⑧については、代位弁済リスクの高さからすると、保証引受の審査のあり方の点検も必要であると考えられる。(図1)

ただ、(1)で見たように、国からの一定額の交付金が措置されており、これにより業務収支全体のバランスがとれている構造となっていることから、この交付金は、⑥～⑧の基本保証料率を上回る代位弁済リスクに充当されているとも理解できる。

⑥～⑧の代位弁済リスクの状況からは、これに対応する基本保証料率について問題なしとはしないが、全体の収支バランスがとれていることを前提にすれば、その保証料率水準を、直ちに引き上げることが必要な状態に到っているとまでは言えないと考えられる。



(注)

- ・代位弁済リスクは、代位弁済費支出から求償権回収収入を減じたものの保証残高に対する割合。
- ・代位弁済時の財務状況は低位な区分(⑥、⑦、⑧)に集中するが、新規・増額保証引受時の財務状況区分は原則⑥以上であること等を踏まえ、この点検では、財務状況区分は、5年を遡り平成26年度時点のものに分類し直した。

図1 財務状況区分ごとの代位弁済リスク (H29～R1 平均)

(3) 制度資金の保証料率

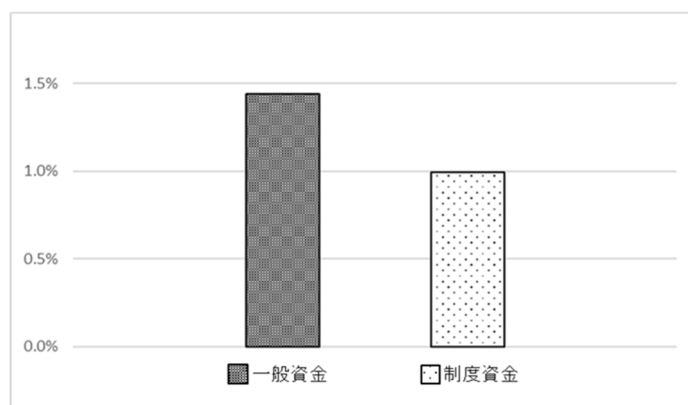
林業信用保証では、保証料率の適用に当たって、林業経営の改善や木材の生産・流通に係る事業の合理化を促す資金については、政策性を加味し、保証料率を基本保証料率の50%又は75%に設定している。(表3)

表3 政策性を踏まえた適用保証料率

| 区分 | 適用保証料率 | 対象 |
|------|-------------------|--|
| 一般資金 | 基本保証料率 | 制度資金以外のもの |
| 制度資金 | 基本保証料率から25%又は50%減 | <25%減> 木材産業等高度化推進資金(4倍協調)、合理化計画認定者等 <50%減> 林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金(2倍及び3倍協調) |

この保証料率は、理論値に基づいて設定したものではなく、判りやすい優遇率として1/2カット、1/4カットとして設定しているものであり、この制度資金については、少なくとも一般資金よりも代位弁済リスクが小さく(図2)、(1)で見たように、全体の業務収支のバランスがとれているものの、その設定水準が適正か否か

については、客観的に検証することは困難である。



注:代位弁済費支出から求償権回収収入を減じたものの保証残高に対する割合。平成29～令和元年度の各年度の値の平均。

図2 一般資金、制度資金ごとの代位弁済リスク

この制度資金の保証料率は、基本保証料率の特例に当たるものである。この特例が保証引受全体の数%程度の優遇措置であればともかく、その特例適用が、保証引受全体の4割を超えるような状況となっている現状は、基本保証料率の存在意義が問われかねず、保証料率特例の在り方として必ずしも適当とはいえない。

3 点検結果

令和元年度の保証料率を点検した結果、財務状況等に応じた保証料率や制度資金の保証料率など個々には問題はあるものの、業務収支全体の均衡が図られていることから、取りあえず現行水準を維持することで、収支均衡上は問題ないと考えられる。

ただ、代位弁済リスクに応じた保証料率の設定は、保証制度の基本中の基本の事柄であり、料率の特例ルールやその運用は、基本保証料率の意義にも関係することから、早急に見直しを検討する必要がある。

その際、林業信用保証の保証料率等は、業務方法書では資金ごとの上限値が規定されているだけで、あとは細則に委ねられ、個々の保証料率への当てはめは非公表の内部規程等に基づいて行われている実態にある。制度の基本ルールについての透明性を確保するとともに適切な運用を確保する観点からも、この機会に全面的な点検、検証を実施し、その結果を踏まえて各種規定等の見直しを行い、必要なものは公表する。